

税制調査会（第3回）議事録

日 時：平成21年10月22日（木） 午後5時～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○峰崎財務副大臣

まだお見えになっていない副大臣・政務官もおられますが、時間がまいりましたので、ただいまから「税制調査会」を開会したいと思います。

本日も、率直に申し上げまして、会長・会長代行の御出席はかないませんので、以下、私が司会をしながら進行させていきたいと思います。

前回の会合におきまして、会議の進め方についての御意見をいろいろちょうだいいたしました。具体的な改善策につきまして、古本政務官の方から説明させていただきたいと思います。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。財務大臣政務官の古本でございます。

前回、この4号館でのラウンドテーブルでの先生方とのある意味での初会合ということで、大変示唆に富んだ御意見もいただいたと思っております。

今日は式次第をお配りしております。この中で自由討議という時間を設けてございます。今日は進め方を含めて若干改善点を御提案したいと思いますけれども、併せて、こういう自由討議という枠の中で、まさにそれぞれ胸襟を開いた議論になればというふうに思っております。この時間を十分に使えるように、時々で尺を考えてまいりたいと思います。

伴いまして、当然に事務の方から技術的な補足を入れてまいります。これはやはりきちんと、この税調会は政府の機関でありますので、インターネット中継を通じてごらんになっておられる方々始め、数字を中心にきちんと精緻な部分でお伝えをする部分が必要かと存じますので、そのことについては引き続きお許しをいただきたいと思います。

その際に資料は、今回も事前配付ということで努めてまいりますけれども、今後ともできるだけ簡素で簡潔な資料に努めますので、事前にお目通しをいただけるように、タイムリーにお配りできるように頑張りたいと思います。

なお、その資料も、大串政務官、私、古本、そして、総務の小川政務官、今日も階政務官にも来ていただいておりますけれども、若干、最初の頭出しのところを少し、エッジをきかせた政治なりの何か一言を言いながら、それでリードしていくというふうなことを一度やってみたいと思います。今日もまた終わりに御意見をいただければと思います。

それから、前回に複数の御意見を賜ったと思いますが、スケジュール感の問題であります。今日はA3判の少し大きな資料を配っております。何分、定例日が火曜日と

木曜日ということで設定しておりますけれども、これ以外にも今後いろいろ変更も含めてやっていかなければ、日程的な問題もございます。この大きな日程を今日お配りさせていただきました。この中で全体の今後の流れを、紙面をもって少し御確認いただければと思います。

優先事項、日程感につきましては11月初めの税調、具体的にはこの第6回、第7回辺りからになるかと存じますが、それぞれの副大臣から出していただきます御要望内容につきましてヒアリングを行ってまいります。その際に、先回、具体の項目が出ておりました扶養控除の話、あるいは暫定税率の話等も、これは今、この中におおよそ日程感を落とせる局面ではありませんので、企画委員会に諮って改めて揉んでいただいて、そこで少し前捌きをしていただいた上で、別途、改めて日程感についても、この中で御報告をしていきたいというふうに思っております。

併せまして、租特のPTでございます。この日程感でまいりますと、各役所からの要望ということで、この場でヒアリングをしてまいりたいものが11月5日、6日以降になるかというふうに承知をいたしておりますが、それぞれ、改めて官邸でキックオフした際の「税制改正要望の見直しについて（留意点）」というものを今日もお配りいたしております。机上に配付をしてございます。

中川副大臣からも御指摘のあった、ふるいの網の目の話も含めまして、若干、おさらいをしておきたいと思っております。

基本は、第1に「合理性」についてであります。租税特別措置の実施期間は、時間軸につきまして、その長さから見まして相当期間継続しているものについては、これは既に政策的な目的を達成しているのではないかとといったようなことからの観点です。1点目は時間軸です。

次に「有効性」でありますけれども、これは減収額、あるいは利用の件数、租税のユーザーである納税者の方々が一体どのくらいの頻度、あるいは金額でといったような観点から少し見てまいりたいということであります。併せて、当然に各関係当局の、これは事務量もかかる話でありますから、費用対効果という意味で、その効果が上がっているか。これは金額並びに件数からの切り口でございます。

最後に「相当性」という観点でありますけれども、これは補助金などの歳出側から見た場合の支援制度全般につきまして、これは当然、租特とのバランスという問題も出てまいりますので、これは歳出側からの支援制度として、果たして、その役割の分担は明確になっているだろうか。補助金と租特です。

こういった切り口で少し改めて、これはあえて諸先輩方を前に恐縮でございますが、これは査定者の気概を持って見ていただきたいということであります。

その際に、諮問文を改めて確認しておきたいと思うんです。総理からの諮問文は、こういうふうに記載してございます。読み上げます。

「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観

点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること」ということでありまして、今日、改めておさらいをさせていただきました3つの大きな観点を中心に、まずは、この後、総務の話もありますけれども、今年度で期限を迎える租特については、これは失効するわけでありますので、それを引き続いて継続していただきたいということを各省で整理をして出される限りは、そのことについてきちんとした政策評価、3つの観点から少し見ていただいて、この場でそれぞれ御提案をしていただくことになりますので、是非、今後、それに耐え得る準備をしていただきたいということで、少し課題の提起にいたしながら、前回の宿題の報告とさせていただきますと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、カメラさんはここで退場いただけますか。

(報道関係者退室)

○峰崎財務副大臣

今、古本政務官の方から審議の進め方、あるいは税制改正要望の見直しの留意点といった点について、最初に少し20分程度、意見交換をしたいと思います。どうぞ、発言のある方は挙手をしてください。

それでは、増子経済産業副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

何点か御確認をさせていただきます。

まず第1点、スケジュールの件でありますけれども、11月5日と6日に予定される第6回と第7回でそれぞれ府省ヒアリングを①、②というふうに予定しておりますけれども、これはこのような全体の税調の中でそれぞれが要望を出すのか、あるいは個別に呼んでやるのか。そこのところを第1点として教えていただきたいと思います。

それから、いわゆる今回の政府税調一本でやるという際に、決定権といいますか、決定する方法についてどのようにお考えになっているのか。例えば全会一致を原則とするのか。多数決をもってそれを決定するという場合もあるのか。その辺の決定の方法について教えていただきたいということでございます。

第3点で、これは税ですから、入りと出の関係が当然出てくるわけであります。そうしますと、国全体の、これは自民党政権のときのプライマリーバランスの問題がありましたけれども、これについて税調はどういう形で、このプライマリーバランスの件について関わっていくのか、あるいは関わっていくべきなのかを含めて、それはやはり税というものに根本的にはすべてかかってくるんだと思うんです。

ですから、そこのところをどういう方向で考えていかれるのかということは、積極財政でとにかく景気浮揚策をどんどん取って、税収が増えればおのずからその問題は解決する可能性がある。あるいはやはり緊縮財政・健全財政化を図ることによって、

このものを仕上げていくという、これはかつて自民党政権のときにも2つの路線論争がありましたけれども、この件について、その議論の場が改めてあるのかどうかを含めて、今、申し上げた3点について教えていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

まず、1点目は私の方から申し上げます。

基本は、このラウンドテーブルの場で、当然、経産であれば増子先生の方から提案をいただいて、みんなで議論をするということを現在は予定しております。

○峰崎財務副大臣

いわゆる決定の在り方なんです、これはまだ実はそういう運営細則といいますか、そういうものは全く決めていないんです。我々としてはできる限り全会一致を求めていきたいと思っておりますが、その点についても会長・会長代行等の意見など、あるいは皆さんの御意見なども参照していきたいと思いますが、やはりどうしても最終的になかなか意見がまとまらないという点について、これは企画委員会というものがありますので、そういったところでも再度議論させていただくことがあり得る。そして最終的に、その場でどうしてもまだこの点が残るといときは大臣折衝なども、どんな形であるかは、やり方はまた相談しないといけないと思いますが、可能な限り努力をしながら一致できるように頑張っていくのが私は筋ではないかと思っておりますが、この点は再度、今日は会長も会長代行もおりませんので、企画委員会等でまた定めて、その在り方について出していきたいと思っております。

次の点なんですけれども、今日は野田副大臣もお見えになっていますので、また、今日は古川副大臣がおられればもっとよかったんですが、まさにこれは国家戦略局の大きなマターではないかと思うんです。その意味で、私は一度、やはりどこかで、このプライマリーバランス、すなわち財政の将来像とこれからの経済成長の在り方とか、そういう議論が税制調査会という場でいいのか、あるいは国家戦略局が何らかの形で関わるのがいいのか、この点は野田副大臣、もしよければいただきたいと思いますが、その点は是非、皆さんの意見もいただきながら、また後で御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

マニフェストで、今からやる租特の改革といいますか、それぞれチェックをしていくことによって生み出す財源というものが、ある程度想定されてマニフェストの財源論というものが組まれているんです。それはほかの分野でも同じことでありまして、だから構造的には概算要求をやって、その後、仙谷大臣のところの行政刷新会議で事業仕分けのチームをつくって、その場合は外からもう一回切り込みをやるというよう

な構造で何とかバランスを取ろうという仕組みをつくったわけです。

税の場合、我々、同じ立場で各省庁を代表して、新たに、例えば租特をやりたい部分と、それから、こうやってチェックしました。だから、ここはこれ以上継続は要りませんという部分と、ですから、査定するのと、それから、更に進めていくのと、両方の立場でここへ来ているんです。それは概算要求をやっているのと同じ立場で、概算要求のときもそういう立場で臨んでいたわけですがけれども、それでここで議論してまとまったものが、マニフェストで想定されている財源を確保していけるレベルになるのか、ならないのかということ判断した上で、更に違ったところからもう一回チェックが入るのか。それとも、ここで決めたことはこれでいいんだということしていくのか。その辺の想定をしておかないと、私も自分の省庁に帰って心構えが違ってくると思うので、そこをはっきりしておいてもらいたいと思うんです。

○峰崎財務副大臣

野田副大臣、どうぞ。

○野田財務副大臣

増子副大臣からのお話のプライマリーバランス等々の、ある程度、中期的な財政戦略をどうするか、財政健全化の目標をどうするかというのは、基本的にはこれはやはり国家戦略のところになると思うんですが、今年はそれはまだ決めないということで、恐らく来年に入ってからそういう議論になっていくんだろーと思います。

ただ、全く財政規律を無視した形でやっていくのかというと、それも問題がある。これまでは債務残高がふくらんでも利子は抑えてきましたけれども、最近利付の10年国債の動きを私はすごく注目しているんですが、やはりマーケットの信認に耐え得ることを常にやっていかないと予算編成どころではないという事態も起こり得るので、そのことは念頭に置きながら、本当は中期のそういう戦略があった方がその枠で判断しやすいんですが、やはり財政規律という観点を考えながら予算編成も、そして、この税調でもやはり頭に置きながらやっていただくことが大事だろうと思います。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

私は今回の補正予算にしても、新概算要求にしても、これは結局、前政権のものを私たちは見直しているんです。ですから、我々の本来の姿ではないわけです。ですから、今回の税制もそれに合わせるということは、まず基本的には不可能に近いと思っているんです。

結局、この新しい税調で、今、我々が進めていこうとしていることは、自前のいわゆる民主党政権の予算をつくるための税というものの在り方を決めていくことだと思うんです。そうすると、国家戦略局で今話を一つの方向性として決めるのも勿論大事なことだと思います。しかし、その前提は、あくまでも税というものはどうあるべ

きかというところから私は一つ論じていかないとだめなんだろうと思っているわけですから、そこは国家戦略だけの問題ではなくて、やはり政府税調が、まさにどういう税というものがあるべきかというところから議論もしていく視点は極めて大事だと思っているんです。

ですから、来年度の予算以上に、次の年の本格的な、いわゆる我が民主党政権の予算をつくるための税の論議をしっかりとやっていくことが必要です。その上でプライマリーバランスを含めた財政の在り方というものが当然、私は決まってくるんだろうと思っているわけですので、そのことを踏まえながら、是非、これから議論をしたいと思っていますので、参考意見でございますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。1点付加しておきますと、専門家会議、まだ発足しておりませんが、この場において、将来像を描いていただくことも当然入ります。

その場合に、この税制調査会でいろいろと議論する、ディスカッションさせてもらう場とか、そういう参考意見を聞く場をしっかりとつくったりすることも、本年度の税制改正が終われば、来年以降は是非そういう場も、国家戦略局と一体になりながらやっていきたいと思っていますので、了解いたしました。

それから、例のマニフェストの関連で、査定、推進の両方の立場でおられるということなので、当然のことながら、この場は、恐らく租特にせよ、あるいは各省庁から上がってくる税制改正にせよ、当然要求及び見直しをした結果、これだけのことをやりますということが上がってくると思います。それを本当にある意味では、税の観点からあるいはマニフェストで我々が打ち出してきた国民の要望に応えられるものに果たしてなっているかどうかの議論をここでやらせていただきたいと思います。

実は、最終的には、私どもは企画委員会というものを見ていただくと、財務、総務、すなわち、この問題に関して、勿論財務省にも酒、たばことか要求すべきものはありますが、基本的にはやはり査定官庁として、我々としては総務、それから国家戦略が入って、一応そこでディスカッションをさせていただいて、最後はその企画委員会レベルで議論させていただくという形になっていくと思いますので、そこで何でも決めるから、おれらの要望は何もないのかということではありません。先ほどあったように、意思決定の仕組みをこれから検討していきたいと思っておりますので、今、副大臣がおっしゃられたところにうまく答えているかどうかわかりませんが、できる限り、1.4兆でしたか、マニフェストに書かれている財源の生み出しというのに、できる限り果敢に挑戦したいと思っておりますが、それに向けて、もし足りない場合は、どこから足りないぞというふうに、予算の方から来るのかもしれませんが、そこは十分連携しながらやっていこうと思っております。

○中川文部科学副大臣

来るのか、来ないのかというのが、もう少しはっきりさせてください。

○野田財務副大臣

来年度の予算編成の、いわゆる予算のかさをどうするかという話で決まってくるね。それは11月の7－9がどうなるかとか、QEがどうなるかとか、そういう形で来年の経済見通しをどうするか、名目成長率をどう見るかとか、あるいは今年は相当税収で落ち込みがありそうだという中で、来年の税収見通しをどう持つのかとか、税外収入はどれくらい確保できるのかということをもう少し定量的に言えるには、時間がかかると思っていますので、でも、それはだんだん見えてくると思っていますので、その中で横目に見ながら御議論をいただくということになると思います。

○中川文部科学副大臣

ここで完結してもらおうという前提でいいんですか。

○峰崎財務副大臣

当然そこに入っておられますので、予算と税収と、それは一体のものとして我々は考えています。

○中川文部科学副大臣

仙谷さんのところからは直接は来ないと。

○峰崎財務副大臣

仙谷さんのところからは、直接来ないと私は理解しております。

というのは、仙谷さんのところは予算を見ておられますが、こういう税制についてのあるいは特に租特のところ、実はやはりこちらのところに、いわゆる刷新会議に対応するものの機能はここに任されていると我々は理解しております。

○中川文部科学副大臣

では、そのつもりでやります。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、まだ時間が少し残っておりますので、先ほどの日程感とか、どうぞ、山田副大臣。

○山田農林水産副大臣

この税調で最終決定するわけですね。税調と企画委員会の在り方なんですけれども、ここで決まらないとすると、企画委員会で決めるということなんですか。

○峰崎財務副大臣

先ほど増子さんがそのところを言われましたけれども、この税制調査会のところで、まず、いろいろ議論しながら意思統一をされた、一致したものは構わないんですが、一致しないものが出てきたときの対応をどうするかということでございますので、当然それは企画委員会でも議論するし、そこでまたそれを投げ返せば勿論出てくるだろうと思います。

ですから、できる限り、先ほど多数決でいくのか、全会一致していくのかという議

論の運営要綱みたいなものを、初めて新しい内閣に置かれた政府税調が置かれるわけですから、その辺をまた企画委員会で皆様方のところに、どういう決定のやり方をするのかということについての考え方を後ほど示していきたいと思っておりますが、今はできる限り、先ほど申し上げたように、我々としては皆さん方と一致できるように頑張っていきたいと言うしか、今のところは判断としてはありません。非常に重要な問題だと思っております。

○増子経済産業副大臣

全会一致ならば、反対の人は出ていってもらって、自民党のように、いた人だけで全会一致にするしかないですし、そうじゃなかったら、多数決にするしかないですし。

○峰崎財務副大臣

どういう決定の在り方をするのかというのは、ものすごく重要なことだと思っております。

○増子経済産業副大臣

最終決定機関は、いずれにしてもこの税調だと理解していいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それは、我々はそういう任務を与えられたと思っております。決定というのは、これを総理大臣に諮問を受けましたので、総理大臣に返すということになると思いますので、その点はやはり当然のことながら、各省庁の了解というものが基本的には重要になってくると思います。そのための調整作業はすごく大切です。

○山田農林水産副大臣

その最終決定は企画委員会ではなく、この税調だと。

○峰崎財務副大臣

最終的には税制調査会だと思います。

○山田農林水産副大臣

それは間違いないですね。

○峰崎財務副大臣

それはそうです。そこの運営のやり方については少し議論させていただきたい。どうぞ。

○古本財務政務官

先ほど刷新会議の話が出たので、閣議決定文書を、今、取り寄せました。平成 21 年 9 月 18 日閣議決定、行政刷新会議設置について、国民的な観点から国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国・地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議を設置する。したがって、すべて税制の話は入っていない。今、読み上げたとおりです。

○峰崎財務副大臣

入っていないでしょう。

○古本財務政務官

入っていないので、この限りでございます。

○峰崎財務副大臣

当然もし入るとなると刷新会議のメンバーも企画委員会の中に当然入ってくるということになると思いますが、そこは当初から入っておりません。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○山田農林水産副大臣

5日、6日の各省のヒアリングなんですが、そのときはこれだけのメンバーに、各省個々にやっていくと、どういう形でやるんですか。

○峰崎財務副大臣

各省の要求ヒアリングを、全員が揃わないといけないのかという意味だと思います。ですから、それは時間軸で、何時から何時までは何分という形でのお知らせを、全員が集まらないとなると非常に時間的に、他の省庁の動きも知りたいよという人がおられれば構わないんですが、順番を定めてやるということだって十分考えられると思います。

○山田農林水産副大臣

よくわからないのは、では、各省庁がヒアリングを受けるときは、ほかの省庁の我々副大臣は来なくてもいいということなんですか。

○峰崎財務副大臣

それは、先ほど言ったように全体の会合ですから、どうしても自分の省庁のところだけとりあえず時間的に、順番にやっていくわけですから、それはある意味ではどういう時間割りでやるか、そのときに自分たちがそれに参加するか、しないかとか、そういう点について、後で総務の関係もありますので、それは相談させてください。要望としてはどうですか、どちらがいいですか。

○山田農林水産副大臣

どちらがいいかというか、よくわからないんですけども、ただヒアリングを受けるときに、今、我々は副大臣、政務官、4人のチームでずっと査定ではないけれどもずっと聞いていってまとめて整理しているところなんです、できれば、我々副大臣、政務官、4人で話を聞いてもらいたいという気持ちはあるんです。

○峰崎財務副大臣

そういう形ですね。どうですか、これはむしろ要望をお聞きしたいと思います。

○増子経済産業副大臣

私は基本的には、先ほど古本さんがおっしゃったように、ラウンドテーブルで、それぞれの省庁のヒアリングをされたいと思うんです。そこで時間的に何時から何時くらいまではどの省庁というふうにある程度決めていただいて、そのときには政務

三役のうち副大臣と政務官も同席してもいいという形でおやりになるのが一番いいのかなと、そんなイメージを持っておりますので、経済産業省だけが来て何かマンツーマンでやるような形ではなくて、やはりラウンドテーブルの中でやった方が、税全体が、私たちもそれぞれの省のことは中心だけれども、ほかのこともできれば当然知っておいた方がいいような気がします。私はそう思います。

○峰崎財務副大臣

どうですか、厚生労働さん、意外と要望事項の多いところと、文部科学も多いですね。

○中川文部科学副大臣

賛否をここで決めるんですか。

○峰崎財務副大臣

そうではなくて、要望があれば。

○中川文部科学副大臣

最終的に全体が責任を持っていくということであれば、みんなで聞いておかないといけないと思います。さっきのラウンドテーブルでいいんじゃないでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それはそれで、ラウンドテーブルでいいんですが、先ほど、山田農林水産副大臣がおっしゃったように、ヒアリングを受けるときに陪席で。

○山田農林水産副大臣

今、増子さんが言ったやり方でいいと思っています。

○峰崎財務副大臣

よろしいですか。陪席を後ろでされるということは、当然あり得ると思いますので、ヒアリングを受けるときは4人で受けたいということもあると思いますので。

○山田農林水産副大臣

ただ、相当時間がかかりますね。

○峰崎財務副大臣

そうですね。自分のところ以外のところは、4人の方がずっとおられるかどうかというのはお任せいたしますが、とりあえずはラウンドテーブルを、広さがどうかと思っているんですが、どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

大事なことなので、本当に確認させていただきたいんですけども、先ほど増子副大臣が言ったように、本当にこの場所で最後に決めて、多数決をやるとか、全会一致でやるとか、これは本当にそうするんですか。

○峰崎財務副大臣

ですから、そのことを含めて、どういうことの決定の仕組みにするかというのは、後で企画委員会その他で、また原案をつくってまいりますから。

○下地国民新党政務調査会長

そういうことだったらわかります。

○峰崎財務副大臣

遅れて来られたんですか。

○下地国民新党政務調査会長

さっきからいますけれども。

○増子経済産業副大臣

前に、私が問題提起したんです。

○峰崎財務副大臣

わかりました。それでは、ちょうど 30 分近くなりましたので、今の宿題はしっかりと踏まえて、30 分間ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日の内容に入っていきたいと思います。進め方について改善を少し加えるということで、先ほど古本大臣政務官からございました。そこで、法人課税というところに入ってまいります。前回に引き続きまして勉強を兼ねた審議を行います。是非、年末年始の審議に備えての税調委員相互の、共通の理解をつくるためのセッションでございますので、理解をいただきたいと思います。

まず、法人課税についての審議を行います。古本及び小川両政務官に法人課税のそれぞれの財務及び総務の所管の法人課税についてのとらえ方、問題点というか、そういった点について、まず、提起をしていただいて、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

財務政務官の古本です。法人課税という資料をお手元に持っていただきながら、御覧いただきたいと思います。

法人税全体で申し上げましたならば、幾つかの観点がありますけれども、まず一つには税負担の在り方ということがございます。

税負担につきましては、これまで党内でも旧民主党税調の時代から租税特別措置を見直すということは、当然に課税ベースが広がりますので、その課税ベースが広がったときには、いわゆる法人の国際競争力維持という観点からも、税率を下方に見直すべきではないかという議論をしてまいりました。これはずっとそういう経緯がございます。

そういったことを踏まえましたときに、資料の 3 ページに法人税率の推移が出ておりますけれども、現在、大法人とか中小法人ということで、差別化を図っておりますけれども、御案内のような数字、税率できております。

この議論を今後していくに当たりまして、併せて税率の見直しと、課税ベースの適正化、これをセットで考えるということが基本だと考えております。租特の議論と税率の話というのを論点として冒頭惹起をしていきたいと思っております。

併せまして、法人税、企業再生支援等の観点から、いろんな時代の要請に応じまし

て、公益法人あるいはNPOなどの支援税制も法人税がカバーする領域として、これまで見直しを図ってきております。併せてこの部分についても今日議論したいと思っております。若干事務の方から補足をさせます。

○峰崎財務副大臣

先に総務省をやりますか。

○古本財務大臣政務官

順番に。

○峰崎財務副大臣

それでは、事務方から簡潔にお願いします。

○重藤財務省主税局税制第三課主税企画官

今の点につきまして若干補足をさせていただきます。資料を戻っていただきまして、2ページを御覧いただければと思いますが、ここに平成10年度以降、法人税関係の税制改正は具体的にどんなことをしてきたかということをもとめてございます。

上の枠の中に囲ってございますが、これまでやってきたことを大きく5つくらいの流れに、グルーピングできるのかなと思っております。

最初は法人税率の引き下げと課税ベースの適正化ということでございますが、我が国では1980年代ごろには40%以上の法人税率でございましたが、その後、経済のグローバル化などに伴って国際水準への引き下げということで、この表の中でいいますと、左上の部分、平成10年度には税率を37.5から34.5%に引き下げ、更に11年度には、34.5から30%に引き下げたということでございます。

そうした引き下げをするときには、すぐ下にございますが、賞与引当金の廃止といったような形で課税ベースの見直し、2つ右の14年度の欄にも適正化と書いてございますが、こういった課税ベースの見直しというものも常にセットでやってきたという経緯がございます。

法人税率自体は、11年度に30%に引き下げられて以降、ずっとこのまま横ばいになってございますが、むしろ平成10年代におきましては、2番目のグループになりますが、租特の見直しをする一方で、研究開発、設備投資減税など、そういった分野に政策税制を重点化していくといった流れが1つございます。

具体的には、平成15年度の欄で研究開発、設備投資減税の集中・重点化と書いてございますが、また、そのまま右に辿っていただきますと、研究開発税制の見直し等ございますが、こういったグループでございます。

以下、3つ目、4つ目、5つ目と書いてございますが、若干時間の関係もございしますので、細かい説明は省略いたします。いずれにせよ、こういった大きな流れでこれまで税制改正が進められてきたということでございます。

○峰崎財務副大臣

続いて、総務の方で、法人税関係。

○小川総務大臣政務官

総務の小川でございます。簡潔に申し上げます。

地方税には法人の住民税と事業税と2種類ございます。全体の2割が法人による税収で構成されております。

特徴が2つございまして、大変景気の動向に左右される。もう一つは、地域間の格差、ばらつきが大きい、この2点が地方税の立場から言う課題であります。

そこで、この間、一部外形化をしたりあるいは特別法人税という形で一旦国に入れた上で地方に配ったりという努力をしてまいりましたが、今後ともできるだけ偏在の少ない、また、景気に左右されにくい税目の地方税制の充実を図りたいと思っております。

事務的に説明させていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務省の方からお願いします。

○山崎総務省自治税務局都道府県税課長

都道府県税課長でございます。今の御説明のとおりでございますが、1ページをらんください。

地方法人二税につきまして、税収の動向がどうなっているかというのを、太いグラフにしております。平成元年に10兆円ありましたが、平成14年に5.7兆円、平成19年に9.2兆円と、こういうふうに上下しております。地方自治体は住民に身近なサービスを提供しておりますので、できるだけ安定的な財源が必要だという観点からこういう問題がございます。

2ページ、実は偏りがあるという話でございまして、真ん中のところに地方法人二税、全国を100といたしますと、東京都が265.6、例えば奈良県が40.1、最大と最小で6.6倍ございます。こういった意味で偏りやすい税であるという部分がございます。ここが2点目でございます。

3ページ目以降ですが、先ほど政務官が申し上げましたように、平成10年度以降の主な改正を入れておりますが、平成15年に、法人事業税に外形標準課税を導入いたしまして、法人所得に左右されない部分を増やしていこうと。平成17年度に法人住民税の分割基準というのを見直しまして、複数の府県に事業所がある、支店があるというところにつきまして、できるだけうまく配分ができるようにということをやっております。

平成20年度には、地方法人特別税というのを入れまして、法人事業税の一部を一度国税にいたしまして、それを人口と従業者数を基準に都道府県に分与する。こういうことをやりまして均てん化を図ってきております。

4ページには実効税率の話がございしますが、これは法人住民税というものが、後ほど御説明があると思いますが、法人税額を課税標準にしておりますので、法人住民税

については法人税の動向に従いまして実効税率が上がったり下がったりしてきます。

それから、法人事業税につきましては、法人税の課税標準である所得の計算の例によって所得を計算しております。そういった意味で、例えば平成 10 年には課税ベースの適正化と併せて、法人税と法人事業税の税率を引き下げたり、11 年には国際水準並みの引き下げということで、そういう税率を引き下げたり、それから 16 年に先ほど申し上げました外形標準課税、それから 20 年度に地方法人特別税の創設。こういったことをしております。

5 ページに、恐らくこれも後ほど御説明があると思いますが、中小企業に関しまして、法人税が設けられましてさまざまな特例が、先ほど申しましたような形で法人住民税にそのままかかってまいります。こういうものの影響額が、こういう額が出ているということでございます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、法人税に関して、今まで御説明いただきましたけれども、御意見、あるいは御質問、御自由にどうぞ。

古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

法人税の中で、3 つの観点があるんですけれども、先ほど課税標準を広げた場合には税率を下方に見直すんだらうという要請はあるんだらうと。これは 1 点目に申し上げました。

もう一点目は、中小企業関係税制でありまして、これは民主党のマニフェストの中でも、言わば中小企業対策ということで、1 つの柱にしてきた経緯がございますけれども、他方で、この軽減税率ということに関して申し上げれば、本当に今、困っておられる方々に、その効果が及ぶだらうかという観点も含んでおります。資料の 5 ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、平成 19 年度分の右の参考、中小法人の欠損法人割合ということなんですけれども、利益計上法人は 32%にとどまっております、現在の 22%から 18%に下げている。これを更に 11%に下げていくということを公約にしている中であって、今後、現実問題この欠損法人で本当に町工場をやっておられる、油まみれで頑張っておられる皆さんも恐らく今なかなか、スーパーエクセレント中小でなければ利益が出ていない環境にあるのではなかろうかと思うときに、現下の環境の中で、この中小企業関係税制という問題をどう取り扱っていくか、1 点目の課題の提起にしたいと思います。

併せて、いわゆる法人成り課税、一人オーナー課税の問題がございます。こちらにつきましても、いわゆる給与部分、オーナーの給与は損金に算入ということなんですけれども、損金に不算入ということで、現在 800 万円から 1,600 万円に少し見直しをしている状況にありますけれども、この問題も実はこのたび国会でも同様の、諸先生

方からいろんな御指摘やら資料要求もあって、国税庁の方で鋭意調査してまいりました。要は、もともとこの制度を導入したときには、大体中小法人のオーナーさん、つまり役員の方の平均給与はどのぐらいなんだろうと。これは当時大体年収 600 万円ぐらいで想定したところ、果たしてそうではないという実態も浮かび上がってまいりましたので、若干事務の方から補足してもらいます。

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省、お願いします。

○重藤財務省主税企画官

それでは、中小法人関係の税制について補足させていただきます。資料の 4 ページを御覧いただきますと、中小企業関連の税制をグルーピングしてリストアップしてございます。それぞれの詳細につきましては、資料の 14 ページに詳細な説明をしておりますので、ここでは省略いたしますが、いずれにしても中小企業関連税制はこういったいろんな措置がございますので、それらをどう組み合わせていくのかということが、1 つの視点としてあろうかと思えます。

それでは、6 ページの方にまいります。いわゆる一人オーナー会社課税でございます。これは、いわゆる一人オーナー会社におきましては、オーナーさんの給与に係る給与所得控除の部分が、法人税を計算する段階でも、個人の所得税を計算する段階でも、課税所得から抜け落ちていて、その結果として、個人事業主さんとの間で課税のアンバランスが生じている。そのアンバランスを、法人税を計算する段階で調整しているというのがこの制度の趣旨でございます。

本制度は 18 年度に導入後、いろいろ御議論が国会等々でもございまして、その際に実際にどのぐらいの法人がこの制度の適用を受けているのかといったことが問題となりました。

それが 7 ページでございますが、私ども、実際のこの制度に入ってから申告のデータなども交えまして集計をいたしました。その結果が左上の表ですが、本制度を適用している法人が 9.3 万社、その結果として税額が増えている分が 672 億円という結果が出てきたわけでございます。先ほど政務官からお話がございましたように、私どもが制度導入時に見込んでいた適用会社数などよりも、かなり多いという実態になりました。

今回集計をするに当たりまして、実際にオーナーさんの給与がどのぐらいなのかということも合わせて、いろいろ分析してみました。その結果、右側の方でございますが、本制度の適用を受けているオーナー会社のオーナーさんの給与の平均額は大体 2,000 万円ということでございます。勿論多い方はそれ以上、億単位でもらっている方もおられますが、平均で 2,000 万円程度ということでございます。

したがって、本制度は法人としての所得とオーナーさんの給与を足し合わせたところで、一定の基準を超える場合に適用するという形になってございますので、我々

が思っていたよりもオーナーさんの給与が多くて、その結果として本制度の適用対象になった法人が我々が思っていたよりも多かったということかと思っております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣 今の説明で、なるほどなと思ったんですが、オーナー給与の平均額というのはわかったんですが、中位数というのはわかりますか。つまり大変たくさんもらっている方が多いか、少ないか、そういう中位数はわかりますか。

○重藤財務省主税企画官

申し訳ありません。中位数は今、手元にはございません。

○峰崎財務副大臣

後でわかれば教えてください。

○重藤財務省主税企画官

下にグラフがございますように、割となだらかな分布をしているというふうに見えます。

○峰崎財務副大臣

以上でございますが、御質問を、内閣副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、これはどういうふうに調査をしたんですか。税理士会が言っているデータとは随分違うような気がするんですけども。

○重藤財務省主税企画官

これは、通常国税庁の方で会社標本調査というのを毎年出しておりまして、これは全国から実際に申告されたものを、これは悉皆調査ではございませんが、サンプル調査でございますが、抽出して、それを統計的な手法で全国ベースに引き直すということをしているものでございます。その制度のフレームワークを利用いたしまして、本制度の適用を受けている企業を抽出して、実際にそれがどのぐらい分布しているのかということ調べたということでございます。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

しっかり調査をしていただいていると思うんですが、ただ、これに類する民間団体からの調査結果もあるわけですから、双方突き合わせてみて、どういう根拠によってギャップが出てきているのかということを、明確に我々は認識しないと、この調査結果をもって対外的ないろんな説明をすると、これまで言ってきたこととのギャップがかなり激しいので、是非的確に御対応いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

副大臣、来週火曜日、27日は、ちょうど税理士会連合会からヒアリングすることになっておりますので、この点はできれば私の方からも、こういうデータが出ているけ

れども、皆さん方はどう思うかということと、その後で財務省の方も税理士会の方に、あるいはその他のこれに類するもので推計したことと、ちょっとギャップが大きいので、私もややびっくりしているんですが、ちょっと調べていただけますか。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

中小企業の税制の件もあるんですが、まずこの一人オーナーのことですが、ちょっとかけ離れているという認識なんです。これは例えば 9.3 万社のオーナーの給与総額を 9.3 万で割った数なんですか。それとも、幾つかのサンプルを取って平均を出したんですか。黒字法人の 2,048 万円というオーナー給与平均額というのは、国税が把握している 9.3 万社のトータルを 9.3 万で割ったんですか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○重藤財務省主税企画官

これは、基本的にはそのとおりでございます。先ほど申し上げましたように、これは悉皆調査ではなくてサンプル調査を基にしております。

○増子経済産業副大臣

サンプルは、どのくらい取ったんですか。

○重藤財務省主税企画官

サンプル調査のサンプル数は、5 万社程度でございます。

○増子経済産業副大臣

例えば最高給与額は 3 億 8,200 万円と、それはいるかもしれませんね。少なくとも私の周りで、一人オーナー的な形でやっている人で 2,000 万もらっている人はだれもいませんね。私も中小企業経営者だったけれども、私の給与は 800 万ぐらいだった。オーナー企業経営者というのは、財産も全部吐き出しながら経営していくところがすごく辛いんですけれども、それが強みなんですね。これは峰崎座長がおっしゃったように、後でまたしっかりと突き合わせるということで、今日は終わりたいと思います。

法人税でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。今の関連ですか。どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

もうこれでやめますが、座長にお願い申し上げたいのは、野党時代からも委員会で、税は論理的であるべきだという議論を我々はしてきたわけですが、政権を預かる立場になると、しかし、歳入の面からもいろいろ工夫をしなければならない。これもわかります。したがって、今後の税制の議論は、税の論理の側から適正な姿を求めているケースと、歳入の面から妥協点を見出すケースと、それを峻別して是非御議論いただきたい。

このオーナー課税については、税務当局はいろいろ御意見はあろうかと思いますが、我々の主張は、所得税と法人税の論理を混同している。論理的に税の論理に照らしておかしいという主張をしていたわけですので、ただ、今の説明にのっとって延長線上の議論をすると、歳入の面からどうかとか、また、違う議論になってくるような気もいたしますので、今後そういう観点で交通整理を是非よろしくお願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。今、大塚副大臣から大事な観点を御指摘いただきまして、ありがとうございます。資料の6ページに若干戻っていただきたいんですけども、まさに法人税の世界で言えば、損益計算します。その際の経費をどれだけ見るかという議論の中では、このオーナーの給与は損金に入るわけです。他方、個人段階で個人所得として、これを給与所得控除ができるということが、それぞれ極めて税の制度として現在存在しているわけでして、このことは恐らく多とするんです。

問題は、この給与所得控除というものが、今こういった、それぞれ刻んでおります、1,000万であれば220万、1,500万であれば250万、ですから、この給与所得控除の全体の在り方も含めた、すぐれて所得の再分配機能である所得税をどういう議論をしようかという延長線の中で、実はこの制度設計、当時景気対策やいろんな意味合いで入った損金の不算入制度であったと思うんですけども、当然にぎらついているばかりではありませんし、すぐれて税制の話として、きちんと整理をしていきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

古本政務官の方から、法人税の第1番目の問題提起がありましたけれども、ありがとうございます。

実は、これに該当する企業が、いわゆる83.6万社、32.7%だと、全体的に見れば余り効果がないのではないかという話もございましたけれども、これは現時点で、なぜこういう黒字計上の状況ができたかという背景も考えなければいけないと思います。会社経営というのは、当然黒字を出すことに皆さん一生懸命励んでいるんですが、さまざまな経済環境や、社会事情や、いろんなことで黒字が必ずしも計上できないこともあります。しかし、究極的には黒字経営をしていくことによって、社会的な貢献もできますし、個人としての夢や希望を達成することも可能になってくるわけでありま

す。ですから、現時点での83.6万社、32.7%だけをもって、余り意味がないのではない

かということはないと思います。まして今回のマニフェストの経済産業省分野のある意味では1丁目1番地的なマニフェストでございます。

そういう意味では、今は赤字であっても、今後、経営努力をすることによって黒字になったときに、この税の恩恵に預かれるという夢とか希望も含めて、私は大変重要な問題だと思っているんです。確かに800万以下の部分についての問題でありますけれども、現実には日本の企業の99%が中小企業で、そのうちの75%が本当に小規模零細企業ということ考えれば、その中で利益を少しでも出していく。そのときに法人税が11%になっていくんだということの励みとか、現実的に今回のマニフェストの実行ということなれば、政治的な意味も含め、実際の実効税率ということから含めて、大変重要なものだと思っております。

単に現時点だけのもので、これしかないという判断ではなくて、ここに至った今までのさまざまな要因、そして今後の要因というものも含めながら、確かに税収的にはそれほどのことではないのかもしれませんが、中小企業、特に小規模零細企業にとっては、この税制改正、11%にするということは、本当に大事なことだと思っているんです。ですから、問題提起として受け止めさせていただきますけれども、我々もまた次の機会にしっかりと話をさせていただきたいと思います。これは是非私どもは実現したいという強い要望を申し上げておきます。

○峰崎財務副大臣

ただいまの提起は、マニフェストに記載されている項目ですね。これは必ずまた議論していきたいと思います。その際、NPOとか公益法人税制とか、そういったところのいわゆる事業収入、これが今まで全部18%というものを背負っていました。これが11%に下がることが、他の公益法人等の事業収入との関連で、必ず当然、では18%に下がるなら11%にしてくれと出てくる、そういう関連も含めて今後是非検討していきたいと思いますので、今日はこの辺でよろしいですね。

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

法人税率を議論するときに、絶えず国際比較というか、それを考慮に入れながら議論を重ねてきたんだと思いますが、そのときに、今ある3ページの図表のように、法定税率をここへ提示するのではなくて、本来の実効税率でどうなってきたかという議論をしないと、絶えず下げる下げるという圧力だけになってしまうと思います。課税ベースが相当棄損されてきたということの中で、もう一回戻そうということしかないと思います。それだけに実効税率は、もう少ししっかりしたものを国際比較の中で出してもらいたい。

○峰崎財務副大臣

データをつくらせましょう。どうでしょうか財務省、実効税率を中心にしてやってくれないかということで、もし可能であれば、税だけではなく社会保険料負担のどこ

ろも、含めてうまく工夫できますか。例えば企業規模別に、大企業と中小企業はまた違ってくるでしょうし、やや類型化してデータをつくっていただければと思いますが、つくり方は後でまた相談させていただきたいと思います。御指摘は、大変もったもだだと思いますので、是非やりたいと思います。それでは、お願いいたします。

そのほか、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

NPOのところですが、中小については、いろんな御意見ありがとうございました。併せて、私ども民主党、旧野党の時代から、市民による公益活動を推進する観点から、NPO法人等の皆様、いわゆる非営利セクターの活動支援を掲げてきました。

こうした民による公益的な活動を支援する税制も大変重要だと思っておりまして、特に寄附税制をどうしていくかなど、論点が幾つかあると思っております。ある意味で、これも民主党の1丁目1番地だと思いますので、少し論点を整理していきたいと思いますので、事務の方から御説明いたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省、お願いします。

○重藤財務省主税企画官

資料の8ページをごらんいただければと思いますが、まず今お話がありました、民による公益的な活動の担い手ということでございますが、かつては旧民法法人というのが主体としてあったわけございますが、最近ではその旧民法法人は使い勝手が悪いということもあって、現在、私どもとしてもこの2つ、平成13年度から設立しましたNPO法人、更に税制上の優遇がある認定NPO法人、それから、平成20年度に旧民法法人が抜本的に制度改正をしてきました新しい意味での公益法人制度、この2つが担い手としてあるのかなと思ってございます。

9ページ、個々の細かい説明はちょっと省略いたしますが、新公益法人と認定NPOというのを比較したものでございます。これらはいずれも税制上の優遇措置が寄附税制含め講じられておりますが、それと裏腹で公益性をいかに担保するか、ガバナンスの適正性をいかに担保するかといった措置がございまして、税制上の優遇は事業の適正性や事業の公益性といったものとの比較で、そのバランスをとりながら考えていく必要があるのかなと思っております。

その際に新公益法人と認定NPOとのバランスといったものも、考えていく際の必要な視点なのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

今の点について何かございますか。これはまた議論の途中で当然要求が出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

地方税は総務副大臣の渡辺副大臣にお任せします。

○渡辺総務副大臣

それでは、先ほど少し御説明をさせていただいた法人課税の地方税分につきまして、皆様方から何か御意見等ございましたらお願いします。何か補足されることはありますか。

○小川総務大臣政務官

もし外との関連で発言してもよければよろしいですか。

特に中川副大臣と増子副大臣にお尋ねしたいんですが、前回の基準を示せという議論は大変関心を個人的に持っておりまして、やはりこれから省内で査定していただくに当たっても、何らかものさしがあった方がしやすいでしょうし、逆に余りぎちぎちしたものが出てくると困るという、そのバランスだと思います。

峰崎副大臣、渡辺副大臣、古本政務官、私の4名は、いわゆる租特PTのメンバーとして、まずは租特の透明化法の議論、併せて今回の個別項目を含めてどういう議論をやっていくのかということを、これは非公開なんですが、やっているわけです。

そこで感触といいますか、お尋ねしてみたいことは、今日は古本政務官の方から相当性あるいは有効性について、やや補足したメモ出しをさせていただきました。例えば1番の合理性に関しては相当期間という言い方です。相当期間というのは何年だというお尋ねが、ひょっとしたら今日出てくるかなと思って期待していたんです。

あるいは減収や利用件数が少ない。では減収額がどのぐらい、例えば何年ぐらい適用がなければ見直すかというところで、基準があった方が作業しやすいか。あるいは定性的なところで置いておいてくれ。その方が作業しやすいか。

ただ、大命題は私たちは新政権として、租特を抜本的に見直していかなければいかぬという大命題を念頭に置きつつなんですが、その辺の感触をお聞きしてみたいなと思います。個人的な関心で恐縮です。

○峰崎財務副大臣

どうでしょうか。中川文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

この辺でいいのではないかと思います。ただ提出をするときに、これを全部数字で表して定量化することを表に出す。いわゆる申告というか、これは何年続いていますねという話であるとか、減収額や利用件数をはっきりさせる。表に出す。それでみんなに見てもらう。そこから大体の基準をここで決めてもらうような想定でこれを見ていたんです。そのための統一シートみたいなものがあれば、書きやすいことは書きやすい。提出しやすい。

○峰崎財務大臣

わかりました。増子経済産業副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

私たちは4日間5回の税制改正要望ヒアリングをやりました。さまざまな意見が出

ました。団体は勿論、NPO、個人も含めてやりました。結論から言うと、まだどう
いう感触かということはありませんが、租特については思い切って全部やめるのか、
あるいは必要なものだけ幾つか抽出してやるのか、その辺はこれから我々でまとめて
いきたいと思っているんです。

自民党的な考え方であれば、租特が最大の権力の源泉であったことは御案内のとおり
であります。2年ごとにお願ひします、じゃあ金も票も人も出せ。業界団体もそれ
に従ってきて、私もかつて自民党時代はそれを利用したことがありました。しかし、
我々はそんなことが果たしていいのだろうか。やはり最初の基本原則として、去年か
ら租特はやはりだめだという議論も含めて、しっかりとこのところを議論して、提出
日には是非出していきたいと思っております。

例えば法人税の実効税率を下げたときに、下げたままでいいのか。これも従来の民
主党の考え方ですが、やはり減らすなら増やす部分も必要ではないか。バランスよく
税制というものを見ていかないと、減らすばかりで本当にいいのかという議論もあり
ますから、このことも含めて今日も全体的な会議をやりました。来週も最低2度はや
って皆さんの御意見を聞きながら、しっかりとまとめて出させていただきたいと思
います。今のところはそんな雰囲気御理解ください。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。今の関連ですか。

○大塚内閣府副大臣

いただいたメモ出し、合理性、有効性、相当性。できればもう一つ透明性を付け加
えていただきたい。当然2番の有効性のところで減収額や利用件数と書いてあるので、
これをチェックするためには透明性が必要なんです、結局データが明らかでない
とか、過去の導入の経緯が明らかではないとか、もろもろの意味において透明性に欠け
るものはやはり継続すべきではないという意味で、それも是非加えていただきたい
と思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、別に時間を縛るわけではないですが、フォーマットといいますか、これ
だけは最低限入れておいてくれと。例えば何年にしろというのではないのですが、こ
れはできたのは何年です。以後何年経過しています。つまり何回改正していますとい
う時間軸とか。

そのときにお願ひがあるんですけど経済産業省に比較的多い租特というのは、時
代の変化とともに名称が変わるんですが、ほぼ大体同じような中身が多い。そう
いうのを結構私も昔、散見したことがあるので、この税制は実はまだ2回しか改革して
いない。しかし、実はその淵源をたどってみると、相当古くからあるというものもあ
ると思うんですが、そこら辺はうまく、最初にこの原資で、原資というのも変なん
ですが、いつからできているか。効果はどの程度上がっているのかといったフォー
マット

みたいなものを出しておいて、それだけが最低限出されるときには付けておいてくださいよと。これはもう出しているんですか。

事務的に中川さんですね、平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望ということで、制度名、税目、要望の内容、減収見込み額、政策目的、政策の必要性、要望妥当性、それからずっと評価体系、位置づけ、実績、効果とか、いろいろ全部出していますので、これに従っていただきながら出していただくと、ほぼ大体出るようになっている。そういう意味では透明性というものは、まさにそのことをみんなの前で議論してみることだと思います。その点を是非やっていきたいと思っています。

○増子経済産業副大臣

1 つ問題提起をさせていただきたいと思うんですが、8 ページを御覧になっていただきたいと思います。官から民への動きのページですけれども、この中の宗教法人の税制について少し御検討いただけませんか。これはやはり国民的な視点から言えば、問題ありという声が非常に多いんです。

私の友人に坊さんも神主もいます。みんないろんなこと言っています。だけれども、やはり国民的な視点、観点からすれば、宗教法人に対する税の在り方というものを、私は民主党だからこそ見直すべきではないかという気がいたしておりますので、問題提起としてさせていただきますので、御検討いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

しっかりと提起を受け止めて、どうするかということをまた皆さんに御相談もしたいと思います。武正外務副大臣、どうぞ。

○武正外務副大臣

遅くなって申し訳ございません。早速こうして議論の場を設けていただき、資料も事前にいただきまして感謝申し上げます。

法人についてなんですけれども、やはり同時に雇用対策本部も立ち上がっておりますので、雇用吸収という視点というのは当然大事で、多分ここには資料に出ていないものの、最近の開業率よりも廃業率が上回っていると言われていたわけですし、その中で課税についての在り方というのは、当然そういった視点も必要になってくるかなと思います。そういったところも附属資料などでもいただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

雇用問題が非常に厳しいということで、今、開業率、廃業率がありました。私も 90 年代の全般からずっと見て、この問題はずっと一貫して議論になって、例えば中小企業に対するさまざまな支援措置、エンジェル税制あるいはさまざまな税制優遇措置が続いています。そういう意味で、90 年代前半くらいから開業率、廃業率、その後もそれに向けて対策を打ったんですが、その効果が上がっているのかどうかを含めて、雇用の問題もありますので、是非一度データを作っていただけませんか。

わかりました。大変いい御指摘だと思います。それでは、地方税の関連は余り今日

は出てきておりませんが、またおいおい出していただくということで、とりあえず法人税関連、これも非常に幅広い関連でございますので、29日には有識者会議あるいは地方自治体からのヒアリングも入っておりますので、またそういう場で意見交換させていただければと思いますので、総務省はよろしく願いしたいと思います。

それでは、今日の最後のテーマは国際課税という余り聞き慣れない課税でございますが、是非これについても整理していきたいと思います。これは主としてやはり国税でございますので、古本政務官の方から問題提起を。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。お手元の資料、国際関係というものをまた御覧いただきながらお願いをしたいと思います。

御案内のとおり、大変企業活動もボーダーレスでございます。併せまして同時に租税回避的な事案の問題も後を絶ちません。したがって、この両面から民主党としても考えてきております。

併せて国際課税におけるもう一つの新たな論点として、連帯税という話がございます。実は過日も峰崎座長もイスタンブールまで行かれた際に、この課題提起をしっかりとってきていただいております。併せて又、別の会議でも西村政務官が出向かれて問題提起をされていると聞き及んでおります。この辺について我々としてどうしていくかということも、この税調での議論になろうかと思います。

それと併せて、資料の6ページを御覧いただきたいと思いますが、移転価格税制というのがあります。これは余り聞き慣れないこともあるかもしれませんが、実は大変な企業活動をされている皆様においては、国内取引ではなくて、海外の関係会社との関係において、要するにどちらに利益を留保したかということで、必ず2国間で、日本で納税せよ、かの地で納税せよというやりとりになるわけです。そのたびに大変な、一度キャッシュアウトをして納税すれば、それを取り返してくるということになると、これは互いに今度は係争になります。

片や民間企業と相手方は例えば国家権力です。ですから、そういった部分においての問題。これは外務省に大変頑張ってもらっていますが、基本は租税条約を結んでいる2国間のバイの関係で解決するかと思います。

併せて、日本の国税の方も一所懸命頑張ってもらっているんですけれども、要は少なくともどちらかがかぶって二重払いになる。どちらかで納税するということであればいいと思うんですけれども、結局のところ両方で納税するというケースもある。何せ裁判になったら期間が大変長く延びます。このような問題も含んでおりまして、実は国際課税、連帯税も含めまして、少し論点を事務の方から補足をしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、財務省、よろしく願いいたします。

○横山財務省主税局参事官

国際租税担当の横山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の2ページ目「国際課税の基本的な考え方」から御説明させていただきます。

国際課税においては、「我が国の適切な課税権の確保」「我が国経済の活性化」「国際的な二重課税の調整」という3点の政策目的実現を図る必要がございます。その1点目の中の国際的租税回避への対応というところで、先ほど古本政務官がおっしゃった移転価格税制とか、外国子会社合算税制というものがございます。

そして、下のてんびんの絵にございますように「課税権の確保（租税回避行為の抑止等）」と「我が国経済の活性化（投資交流の促進等）」のバランスをとりながら施策を実施していく必要があると考えております。

次に、この3つの政策目的を実現させるための重要なツールとして「我が国の租税条約ネットワーク」というものがございます。現在45条約があり、56か国に適用されてございます。

下の囲みの（参考）でございますが、条約交渉から外務委員会で審査していただいた上で行われる国会承認、発効・公布に至るこういう一連の流れにつきましては、外務省主管で行っております。

4ページ「租税回避を巡る国際的な議論の動向」につきましては、G8、G20で、いわゆるタックスヘイブン、この「タックスヘイブン」の「ヘイブン」というのは「天国」という意味ではなくて、避難所という意味なんです、不透明な資金の流れというものが問題視されていまして、OECDでそのような議論も踏まえつつ、税の情報交換ネットワークの強化等について議論を行っているところでございます。

5、6ページ目が、現在の我が国における租税回避への対応の主要な制度の概要でございます。

まず「外国子会社合算税制について」ですが、我が国の内国法人が、実体のない外国子会社等を通じて取引を行うことによって、直接取引するよりも不当に税負担を軽減回避するということが生じ得ます。

これに対応するために、一定の税負担の水準（25%）以下の地域にある実体のない外国子会社の所得につきましては、日本にある法人の所得とみなして、合算して課税する制度でございます。

ただし、何でもかんでも課税しているわけではございませんでして、その外国子会社に実体のある事業を行っている等の一定の条件（適用除外基準）、これは下の方の囲みに小さく書いておりますが、これを満たす場合には、合算の対象とはなりません。

6ページが、先ほど政務官から御説明がありました「移転価格税制について」でございます。

これは代表的には、日本の親会社、海外の子会社の間で取引を行う。この際の取引

価格を移転価格と申しますが、これがもしもお互いに独立した関係、例えば資本関係が全くない企業間である取引価格と異なれば、それは所得の移転ということが行われるということで、それを独立企業間価格といたしますが、そういうものに引き直して課税する制度でございます。これにつきましては、両国間で同じような課税をやると二重課税が当然起こり得るわけなので、租税条約におきまして、相互協議を通じて調整する枠組みが設けられております。これが政務官が御指摘のような問題点がございます。

最後に「国際課税の主な課題」でございます。

大きく2点「我が国の適切な課税権の確保」「企業活動の活性化と租税回避の防止とのバランスの確保」というものがございます。

1番目の①としては、税の情報交換ネットワークの拡充ということで、租税条約の締結とか、情報交換の実施円滑化のための国内法整備があります。

②としては、適切な課税・徴収のための措置ということで、クロスボーダー取引を行う非居住者の課税の確保とか、国外にある資産に関する情報を把握するということがございます。

2番目の①としては、外国子会社合算税制の見直しということで、先ほど申しました適用除外の基準の見直しでして、これは実際に国外に進出されている企業の事業形態の変化に応じて、その実態を見て、実体のない子会社等を定義する基準を見直す必要ということもあるのではないのかということと、利子、配当のような資産運用的な所得を外国の子会社に付け替えてしまっているような租税回避行為というものを防止するということ。

②としては、移転価格税制の見直しということで、価格算定に必要な文書に関するルールの整備というものが論点でございます。これは外国の主要国においては法令等で明示されているのでございますが、我が国においては法令では明示されてはございません。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、皆さんから御質問をお受けしたいと思います。

武正外務副大臣、どうぞ。

○武正外務副大臣

先ほど峰崎座長からもお話があったように、国際連帯税については、先日、西村政務官が国際会議でやはり問題提起をしましてまいりました。全世界的にやはり貧困撲滅あるいは人間の安全保障等、そうした必要な財源をそれぞれの国が当然ODAなどで捻出をしているのですが、やはりそれぞれ各国の財政事情が厳しい中で、そうした国際的な連帯税というものができないだろうかと。例えば航空チケットなどに何か活用するとか、そういうアイデアが出ているということなので、是非こうした点は、我が国

であるからこそ、よく主張していいのではないのかなと思っております。

それから、3ページの「我が国の租税条約ネットワーク」なんですが、今、大体外務省では、年に3～4本の租税条約と、投資条約というものも年に3～4本、ここには出ておりませんが、年金課税、ダブルで払わないようにということで、社会保障協定、このいずれも年に3～4本ということなんですが、実はここで45条約56か国は多そうに見えるんですけども、中国とか韓国とかは100に近い協定や条約を結んでいまして、実はまだまだ日本は遅れております。ですから、年に3～4本というのをもっと加速しなければならないという問題意識を持っております。

3点目は、ここには出ておりませんが、国際会計基準。これはもうお話があったのでしょうか。この導入ということが、特にヨーロッパ、EUから発せられておりますけれども、実はこういった会計基準が大きく変わると、また課税基準なども変わってくるわけですから、これをどう考えていくのかということもあるのではないかなと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

中川文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

私も同趣旨です。特に連帯税の話なんですが、環境分野で25%を打ち出しただけに、そこをよく言われるキャップ・アンド・トレードで、いわゆる投機的資金へ向いて話を持っていくという選択肢に対して疑問を呈するとすれば、連帯税で、いわゆる環境税というものを共通化していって、そこから技術移転の資金捻出をしていくという構想を日本から具体的に打ち出して、持って行ってもいいのではないかなと思います。

その連帯税と、もう一つは金融分野での連帯税です。こういうものはもっと具体化をして、世界でそういうチャンスがあったときに提起をしていくというところまで進むべきだと思います。やらなければいけないよという話ではなくて、そのように思っているんです。

○峰崎財務副大臣

大塚内閣府副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

2つ質問させてください。

1つは、外国子会社合算税制のところで、租税回避行為をとっているようなことが判明した場合には、重課税と何か罰則があるのかということ。

もう一つは、こういう子会社合算税制や移転価格税制等を総合的に見て、日本の税制は不利益だからといって、海外に逃避行動をする傾向にあるのか、むしろこちらに入ってくる傾向にあるのか、その当局の認識をお伺いしたいです。

○峰崎財務副大臣

まず、古本財務大臣政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

古本です。少なくとも移転価格税制に関して言えば、例えばアメリカの方が格段に安いから、向こうに利益を留保しようとか、どこかフランスの方が安いから留保しようという国際的な税率にはなっていないくて、むしろ本当に当局との見解の相違というものが実体上は多いと承知しています。

つまり、そうやってタックスヘイブンに行くメリットというのは、そういった国で大体、例えば製造業が大きな工場をつくって操業していることはあり得ませんので、そういったことが多いのではなかろうかと承知しています。

○峰崎財務副大臣

先ほどの質問は2つありましたが、どうですか。答えられますか。

○横山財務省参事官

第1点目につきましては、そういうものが見つかった場合につきましては、通常の法人税の過少申告の場合と同じような扱いということになります。

第2点目につきましては、入りと出のところなんですが、私ども今はデータを持っておりませんが、今後ともそういうものについてもデータが入手可能であれば、把握に努めてまいりたいと思います。

○峰崎財務副大臣

国際連帯税の導入状況というのは、主税局でつかんでいますか。後でもしわかれば、皆さんに航空連帯税というものはどういう国で入っているのかとか、金額的にはどのぐらいなのかということをお願いします。

諏訪園調査課長、どうぞ。

○諏訪園財務省主税局調査課長

まず、国際連帯税につきましては、どのようなものに課税するのかという議論は未定なところがございしますが、今、副大臣からお話があったのは、1つ、フランスを中心に行っている航空券に課税する話であろうかと思います。航空券連帯税ということで、これはシラクフランス大統領が安定的な開発資金源として国際税の導入を2004年に提唱したことを受けて、私どもの手元に今あるのは2008年1月段階での数字ですが、8か国で航空券連帯税を導入しております。フランスのほか、チリ、コートジボワール、コンゴ、韓国等々でございます。

例えばフランスでは、2006年7月にフランス出発便を対象として航空券連帯税を導入しておりますが、参考までにフランスでの税率を申し上げますと、国内欧州圏内便でエコノミーであれば1ユーロ、ファースト、ビジネスクラスでは10ユーロ、国際便では同じく4ユーロと40ユーロ。2007年の税収は1.6億ユーロ、約260億円ということでございます。

通貨取引税については、現在そのような税を課している国はございません。

○峰崎財務副大臣

現状でございますけれども、御存じのように、イギリスのF S Aの総裁がトービntaxの導入を提案した等だとか、世界的にもいろいろ出始めておりますので、これらの問題は、是非我々も税調の場で、もしできれば、今後継続して議論していったらいいのではないかなと思います。

先ほど会計基準のお話がありましたが、これは恐らく金融担当副大臣のおはこのところなんです、多分税会計といわゆる企業会計とのギャップが出てくると思います。ですから、時価会計で本当に未実現の利益まで取り入れてしまって、それが実はだめだったというときに、一体これはどういう扱いになるのかということは、時価会計の凍結みたいに言ってしまったんですけれども、そういうことを含めて、これは税制上はどのような問題が起きるのか、あるいはストック・オプションの扱いでそういうものをもらっていて、実はお前さん、それは利益なんかなかったよと言われたときに、返せと言ったときにどうするかとか、税制上はいろんな大きな問題がありますので、これはまたいつか会計基準といわゆる税基準の議論をする材料として、問題提起として受け止めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○武正外務副大臣

結構です。

○峰崎財務副大臣

よろしゅうございますか。

それでは、こういう工夫をしてみましたけれども、是非もっとこういうところはどうだということがあれば、どんどんお願いします。初めての試行錯誤なので、いろいろ工夫します。

山田農林水産副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

今日はこの前と違ってディスカッションできたし、これからもですね、私は財務省からの説明は要らないと思うんです。むしろ、古本政務官と小川政務官にある程度説明してもらったら、あとのディスカッションで、財務当局も細かいデータとか、そういったことをその都度聞いていただければ、その方が耳に入りやすいし、私も勉強になります。

○峰崎財務副大臣

わかりました。

そういう意味で、これからも工夫をまた加えていきたいと思います。

○山田農林水産副大臣

勝手なことを申し上げまして、すみません。

○峰崎財務副大臣

いいえ。

最後に申し上げたいと思いますが、次回は 10 月 27 日午後 1 時から、本日と同じ場所で税制調査会を開催いたします。これまでの審議に続いて、今、お話がありました個人所得課税、資産税、間接税について、今、話しましたように、政務官を中心に問題提起をさせていただいて、可能な限り少なくしていくということです。全部なくなるかどうかはまた検討してみたいと思います。

その後、休憩を挟んで、午後 2 時 10 分から、日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会、この 4 団体は我々が判断をしまして、これは税制全般にわたっているのも、部門で聞くよりも税制調査会でお聞きした方がいいということで、もう聞かれたこともあると思うんですが、改めて全体でお聞きするという団体に私どもは指定いたしました。それを午後 3 時 30 分までということで、27 日はちょっと時間がかかりますけれども、よろしく願いしたいなと思っております。

もしなければ、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

記者会見はこの場所で行いますので、よろしくお願いいたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。